

# 天理大学GPAに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学部におけるGrade Point Average (以下「GPA」という。) 制度の運用に必要な事項を定め、組織的な学修の成績評価を行うことにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

(GP)

第2条 Grade Point (以下「GP」という。) は、天理大学履修規則 (以下「履修規則」という。) 第15条に定める成績評価に基づき、次のとおりとする。

素点等	評語	GP
100～90点	A+	4
89～80点	A	3
79～70点	B	2
69～60点	C	1
59点以下	F	0
欠席、不足	K, H	0

(GPA)

第3条 GPAとは、評価を受けた各授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を合計し、その値を、評価を受けた授業科目の総単位数で除して得られる数値をいう。

(対象授業科目)

第4条 GPAの算出対象となる授業科目は、次に掲げるものとする。

- (1) 履修規則に定める卒業に必要な単位数に算入されるすべての科目
  - (2) 「各学部<専門教育科目>の履修に関する規程」に定める科目
2. 前項の規定にかかわらず、次の科目は対象から除くものとする。
- (1) 評語が「認定」の科目
  - (2) 成績が未確定の科目

(学期GPA、年度GPA、累積GPA)

第5条 GPAは、前条に規定する算出対象授業科目について、次の単位で算出し、小数点第3位以下を四捨五入するものとする。

- (1) 当該学期に履修した科目を対象とする「学期GPA」
- (2) 当該年度に履修した科目を対象とする「年度GPA」
- (3) 在学中に履修した科目を対象とする「累積GPA」

(算出期日)

第6条 GPAの算出は、学期ごとに指定された期日までに確定した成績により行う。

2. 算出期日は教務委員会において定める。

(再履修科目の扱い)

第7条 不合格になった科目を再度履修登録して合格となった場合は、直近に不合格となった同科

目のみを累積GPAの算出対象から除外する。

(算出対象授業科目の履修削除)

第8条 算出対象授業科目について、次により学期毎に3科目以内の履修を削除することができるものとする。

- (1) 半期、通年科目については、授業開始約1カ月後の履修登録削除期間
- (2) 集中講義科目については、原則として第2日目の授業開始前まで

(GPAの通知)

第9条 学期GPA、年度GPAおよび累積GPAについては、成績通知書および学務システム (Campus Square for Web) により通知する。成績原簿には累積GPAのみを記載する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、GPA制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教務委員会および全学協議会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。